

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成18年11月30日

## 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の活用業務に係る認可

~地域 I P網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定~

総務省は、本日、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」といいます。)から申請のあった活用業務(日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する業務のことをいいます。)について、認可しました。

## 1 経緯

平成18年9月1日、NTT東西から総務大臣に対して、活用業務(地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定)を営むことについて、認可申請がありました。総務省では、当該申請を受けて、同年10月20日に総務省の考え方を公表するとともに、広く関係者の意見を求める観点から、同年11月16日まで意見募集を行ったところです。

## 2 認可の条件等

総務省では、意見募集で提出された意見を踏まえて審査した結果、「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定」の業務については、NTT東西の申請書に記載された「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」を着実に履行すること及び別紙1の内容を条件として付して認可することとしたものです。

なお、NTT東西の申請書に記載された「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」は別紙2、意見提出者は別紙3、寄せられた意見及びそれに対する総務省の考え方は別紙4のとおりです。

#### <添付資料>

○別紙1 「地域 I P網経由のエンドユーザ間 I P v 6 通信に係る料金設定」業務に係る認可 の条件

○別紙2 NTT東西の申請書に記載された「電気通信事業の公正な競争を確保するために講 ずる具体的な措置」

〇別紙3 意見提出者一覧

〇別紙4 寄せられた意見及びそれに対する総務省の考え方

#### <関連報道資料>

〇 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の活用業務に係る認可申請に関する第一次 章 見募集

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060907\_2.html

○ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の活用業務に係る認可申請に関する第一次 意見募集の結果

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060929 12.html

○ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の活用業務に係る認可申請に関する第二次 意見募集

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061020\_7.html

連絡先:総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

(担当:富岡課長補佐、桃井専門職)

電話:(代表) 03-5253-5111 (内線) 5837

(直通) 03-5253-5837

FAX: 03-5253-5838

東日本電信電話株式会社の「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6 通信に係る料金設定」の業務に係る認可の条件

- 条件1 西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)と相 互接続することによりIPv6通信を行う場合における中継伝送区間に 係る接続事業者を選定するに当たっては、公平性・透明性を確保するこ と。
- 条件2 NTT西日本と相互接続することによりIPv6通信を行う場合における通信手順その他の技術的条件に関するNTT西日本との取決めについて、NTT西日本以外の電気通信事業者との相互接続に著しく支障を及ぼすものとならないことを確保すること。
- 条件3 条件1の中継伝送区間に係る伝送路を東日本電信電話株式会社 (以下「NTT東日本」という。)が自ら設置する等、サービス提供の 仕組みの変更を行い、又はNTT東日本がサービス提供サーバ(通信制 御を行うために設置するものを除く。)を用いて他の電気通信事業者の エンドユーザに対してサービスを提供する等、IPv6通信に係る新た なサービスを提供する場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関す る法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

西日本電信電話株式会社の「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6 通信に係る料金設定」の業務に係る認可の条件

- 条件1 東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)と相 互接続することによりIPv6通信を行う場合における中継伝送区間に 係る接続事業者を選定するに当たっては、公平性・透明性を確保するこ と。
- 条件2 NTT東日本と相互接続することによりIPv6通信を行う場合における通信手順その他の技術的条件に関するNTT東日本との取決めについて、NTT東日本以外の電気通信事業者との相互接続に著しく支障を及ぼすものとならないことを確保すること。
- 条件3 条件1の中継伝送区間に係る伝送路を西日本電信電話株式会社 (以下「NTT西日本」という。)が自ら設置する等、サービス提供の 仕組みの変更を行い、又はNTT西日本がサービス提供サーバ(通信制 御を行うために設置するものを除く。)を用いて他の電気通信事業者の エンドユーザに対してサービスを提供する等、IPv6通信に係る新た なサービスを提供する場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関す る法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

東日本電信電話株式会社の申請書に記載された「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」

## 1 ネットワークのオープン化

本業務の実施にあたっては、他事業者網との相互接続により実現することとしており、 新たに構築する設備及び機能はない。

なお、本業務に用いる既存の地域IP網については、既に接続約款においてルーティング伝送機能の接続料を設定する等のオープン化措置を講じている。

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社の地域IP網と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件についても、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、 提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて 当該接続条件をオープンにしていく考えである。

## 2 ネットワーク情報の開示

本業務の実施にあたっては、他事業者網との相互接続により実現することとしているが、既存の地域 I P網については、接続に必要となるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、今回、新たに I P v 6 プロトコルの接続に必要となる条件については、接続約款の技術的条件等に規定を追加し開示する予定である。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、 他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格(個別の費用負担を求めないものを含む)で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

## 3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

他事業者が本業務と同様のサービスを実施する場合、他事業者網内のサービスの実現にあたり、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないと考える。

なお、他事業者からの現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、 他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考え である。

また、他事業者との相互接続は事業者識別情報を用いて行うことになるが、必要となる事業者識別情報の扱いについてはその同等性の確保に努める考えである。

#### 4 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの 通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。
- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。
  - i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
  - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii)ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。 等また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

## 5 不当な内部相互補助の防止(会計分離等)

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、業務区域内の地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に関する業務と会計を分計する考えである。

また、業務区域内の I P v 6 通信に関する業務と本業務の間のコスト配分については、 電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

更に、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び小売コストの合計額により算定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。

#### 6 関連事業者の公平な取り扱い

本業務の実施にあたっては、他事業者網との相互接続により実現することとしているが、現在、既存の地域IP網については、接続に必要となるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、今回、新たにIPv6プロトコルの接続に必要となる条件について、接続約款の技術的条件等に規定を追加する予定であることから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

## 7 実施状況等の報告

1~6の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

西日本電信電話株式会社の申請書に記載された「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」

## 1 ネットワークのオープン化

本業務の実施にあたっては、他事業者網との相互接続により実現することとしており、 新たに構築する設備及び機能はない。

なお、本業務に用いる既存の地域IP網については、既に接続約款においてルーティング伝送機能の接続料を設定する等のオープン化措置を講じている。

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社の地域 I P網と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件についても、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、 提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて 当該接続条件をオープンにしていく考えである。

## 2 ネットワーク情報の開示

本業務の実施にあたっては、他事業者網との相互接続により実現することとしているが、既存の地域IP網については、接続に必要となるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、今回、新たにIPv6プロトコルの接続に必要となる条件については、接続約款の技術的条件等に規定を追加し開示する予定である。

なお、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、 他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格(個別の費用負担を求めないものを含む)で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

#### 3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

他事業者が本業務と同様のサービスを実施する場合、他事業者網内のサービスの実現 にあたり、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報はないと考える。

なお、他事業者からの現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、 他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考え である。

また、他事業者との相互接続は事業者識別情報を用いて行うことになるが、必要となる事業者識別情報の扱いについてはその同等性の確保に努める考えである。

#### 4 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの 通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。
- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。
  - i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
  - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii)ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。 等また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

## 5 不当な内部相互補助の防止(会計分離等)

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、業務区域内の地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に関する業務と会計を分計する考えである。

また、業務区域内の I P v 6 通信に関する業務と本業務の間のコスト配分については、 電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

更に、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び小売コストの合計額により算定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。

#### 6 関連事業者の公平な取り扱い

本業務の実施にあたっては、他事業者網との相互接続により実現することとしているが、現在、既存の地域IP網については、接続に必要となるインタフェース条件を既に接続約款に規定済みであり、今回、新たにIPv6プロトコルの接続に必要となる条件について、接続約款の技術的条件等に規定を追加する予定であることから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

## 7 実施状況等の報告

1~6の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の活用業務に係る 認可申請に関する第二次意見募集の結果」に対する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計8者)					
沖電気工業株式会社	ネットワークシステムカンハ゜ニー ナカ゛キャリアヒ゛シ゛ネス部 本部長	長岩真			
日本電気株式会社	NTT営業事業部長	小口 尚久			
ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長	孫 正義			
BBテクノロジー株式会社	代表取締役社長	孫 正義			
ソフトバンクテレコム株式会社	代表取締役社長	孫 正義			
ソフトバンクモバイル株式会社	代表執行役社長兼CEO	孫 正義			
KDDI株式会社	代表取締役社長	小野寺 正			
東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	髙部 豊彦			

# NTT東日本・NTT西日本の活用業務に係る認可申請に関する意見招請の結果と総務省の考え方

## 1. 基本的考え方・総論

## 意見招請時の考え方

認可申請のあった活用業務(以下「申請業務」という。)については、NTT東西の地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないと考えられ、また、条件を付すことにより、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないものと考えられることから、認可する方向で検討しているものである。

## 提出された意見【意見提出者】

#### 【意見1】

NTT東西の「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定」は、公正競争を阻害するおそれがあるため、認可すべきではない。

○ 今回認可申請された活用業務(以下「本活用業務」)は、公正競争を阻害 するおそれがあるため、認可されるべきではないと考えます。

本活用業務に限らず、ボトルネック設備を持つNTT東・西の活用業務が現状のまま歯止めなく認可されれば、市場から競争が排除され、ひいてはお客様利便の低下をもたらします。

NTTグループ以外の事業者も十分に競争力のあるサービスを提供できる、健全で公正な競争環境を確保するため、NTTグループの組織問題について議論され、アクセス部門の分離や資本分離等の抜本的措置がとられるまでの間、公正競争ガイドラインの見直し等、必要な暫定措置を講ずることが喫緊の課題であると考えます。

【KDDI株式会社】

## 【意見2】

活用業務制度に関する検証及び見直しが行われ、適正な制度設計及び審査手続が整備されるまでは、活用業務認可申請の内容に関わらず認可すべきではない。

○ 総務省の考え方によれば、今回のNTT東西の活用業務認可申請について、認可条件を付した上で認可する方向で検討しているとのことですが、今回の活用業務認可申請を認可することは適当ではないものと考えます。

そもそも、NTT分離分割の趣旨に立ち戻ると、活用業務に相当する業務は、本来業務範囲に制限の設けられているNTT東西ではなく、それ以外の事業者が提供すべきものであり、活用業務制度そのもののあり方を見直すことが必要であると考えます。

総務省の考え方においても、今般「東・西NTTの業務範囲拡大の認可に係る『公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ』のある場合の考え方【東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン】」(以下、「ガイドライン」という。)の見直しに着手するとされているところであ

## 提出意見に対する総務省の考え方

#### 【考え方1】

NTT東西の活用業務は、NTT東西が既存の経営資源を活用し、新たな業務を営むことを可能とすることにより、経営効率化及び利用者利便の向上が期待されることから、地域電気通信事業等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない場合に認可するものである。

今回申請のあった「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定」については、法令及びガイドラインに基づき審査した結果、認可条件を付すことにより、そのおそれがないものと判断したため、認可するものである。

## 【考え方2】

考え方1のとおり。

なお、NTT法第2条第5項においては、総務大臣は、NTT東西が活用業務を営むことにより地域電気通信事業等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可をしなければならないとされているところである。

り、一連の活用業務制度に関する検証及び見直しが行われ、適正な制度設計及び審査手続が整備されるまでは、活用業務認可申請の内容に関わらず認可すべきではないものと考えます。

【ソフトバンクBB株式会社・BBテクノロジー株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社(以下「ソフトバンク各社」という。)】

#### 【意見3】

NTT東西の「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定」は、映像通信市場やIPv6を利用した新たなサービスの市場の活性化が期待できること等から、認可に賛成する。

○ 電気通信市場において、特に音声通信の分野においては、多くの事業者が しのぎを削り、低廉で安価なサービスがユーザに提供されております。一方、 将来の通信の主流となるであろう映像通信に関しては、残念ながら現在の市 場が活性化されているとは言いがたい状況となっております。

その中、今回の活用申請については、全国で使える映像通信のプラットフォームが整備されることから、デジタルデバイドの解消がはかられるとともに、映像通信市場を飛躍的に成長させる可能性を秘めており、情報機器の分野においても新たな市場が活性化されると期待しております。

以上により、今回の活用業務の認可に賛成いたします。

【沖電気工業株式会社】

○ 昨今、通信サービスの市場では、IP技術を使った新サービスの提供が進んでいます。企業通信はもちろんエンドユーザ間においても、IP電話サービスが一般に広く普及してきており、利用者の選択幅も広がってきております。さらに、映像配信サービスなどのIPv6プロトコルを利用したサービスが提供されてきており、IPv6技術も一般的になってきております。

この度の、NTT東日本・西日本の活用業務認可申請により、エンドユーザ間のIPv6通信が可能となれば、企業はIPv6を利用した全国展開の新しいサービスが提供できることになり、IPv6によりあらゆる端末が接続できる、新しいサービスの市場を生み出すことができるようになると考えます。

特に、携帯電話でも普及しつつあるテレビ電話が、家庭にある端末で手軽に利用できるようになることが期待でき、人と人とのコミュニケーションの拡大に伴い、利用者の利便性向上におおいに貢献すると考えます。

#### 【日本電気株式会社】

○ 今回の「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定」 に関する弊社の認可申請内容について、「認可する方向」との考え方が示さ れたことは、お客様へのより良いサービス提供が可能となることからも歓迎 すべきものと考えます。

## 【考え方3】

考え方1のとおり。

【東日	本雷	信雷	話株	式会社	- ]
	个电	10 Æ		<u> </u>	- 4

## 2. 地域電気通信業務の円滑な提供に支障を及ぼすおそれについて

## 意見招請時の考え方

## 提出された意見【意見提出者】

## 提出意見に対する総務省の考え方

ガイドラインに基づき、

- ア 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域 電気通信業務等の遂行を困難にするおそれが 生じる場合
- イ 地域電気通信業務等を営むために保有して いる設備や職員等の既存の経営資源を過度に 転用することにより、利用者サービスの維 持・向上に係る地域電気通信業務等の遂行が おろそかになるおそれが生じる場合
- に該当するか否かについて、検討を行っている。 申請業務については、他の電気通信事業者と の相互接続により行うものであり、新たに県間 伝送路を構築するものではないことから、NT T東西においては所要資金を不要としていると ころであり、過大な投資による財務状況の圧迫 に係るおそれは生じないものと考えられる。ま た、活用する既存の設備、技術及び人員につい ても、過度の経営資源の転用は見られないもの と考えられる。

以上のことから、申請業務を行うことにより、 NTT東西の地域電気通信業務の円滑な遂行に 支障を及ぼすおそれはないものと考えられる。

#### 【意見4】

業務収支見込みは、活用業務申請の客観的妥当性の検証に当たり重要な要素であり、開示すべきである。

○ NTT東西の申請においては、業務収支見込みが企業秘密にあたるため不開示とされています。しかしながら、業務収支見込みは活用業務申請の客観的妥当性の検証にあたり重要な判断要素のひとつであり、NTT東西の業務範囲を拡大するということの影響の大きさを鑑みれば、活用業務認可申請に関連する全ての業務収支見込みについて開示を行うことが必須であると考えます。

従って、今回の申請に関連する業務収支見込みを開示し、外部からの検証を可能にすることはもちろんのこと、今後着手される予定のガイドライン見直しにあたっては、活用業務に係る業務収支見込みに係る外部検証を可能とするよう制度整備して頂く必要があるものと考えます。具体的には、公開すべき情報の範囲を明確化するとともに、それらの情報の公開を義務付け、外部からの客観的な妥当性の検証を可能とすることが必要であると考えます。

【ソフトバンク各社】

#### 【考え方4】

業務収支見込みは、NTT東西の競争上の地位を 害するおそれがあることから、非公開としているも のである。

なお、活用業務認可ガイドラインの見直しに関して頂いた御意見については、同ガイドラインの見直しの際の参考とさせていただく。

## 3. 電気通信事業の公正競争の確保に支障を及ぼすおそれについて

## 意見招請時の考え方

## 提出された意見【意見提出者】

## 提出意見に対する総務省の考え方

①ステップ1 おそれの程度に関する評価

「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」は、このようなボトルネック設備の保有等に起因するNTT東西の地域電気通信市場における市場支配力が別市場において垂直的に濫用されることに限定されるものではないと考える。例えば、地域電気通信市場におけるNTT東西それぞれの市場支配力が水平的に結合することにより、競争事業者を排除する効果をもたらす

#### 【意見5】

市場支配力の水平的結合を考慮した総務省の考え方に賛同する。

- 総務省の考え方における、以下の考え方に賛同します。
  - 「地域電気通信市場におけるNTT東西それぞれの市場支配力が水平的に結合することにより、競争事業者を排除する効果をもたらす場合についても、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の蓋然性が高いと判断し得るものである。」
  - 「このような市場支配力の水平的な結合に関する論点についても考慮

## 【考え方5】

意見招請時の考え方に賛同する御意見として承る。

なお、活用業務認可ガイドラインの見直しに関して頂いた御意見については、同ガイドラインの見直しの際の参考とさせていただく。

場合についても、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の蓋然性が高いと判断し得るものである。

申請業務については、業務の開始時において、NTT東日本とNTT西日本が地域IP網を相互接続するものであり、また、第一次意見募集において、地域会社を分割したNTT再編成の趣旨を没却するものであるとの意見も寄せられていることも踏まえ、ガイドラインに掲げる2つの重点的考慮事項に加え、このような市場支配力の水平的な結合に関する論点についても考慮することとする。

A) 地域電気通信市場における競争の進展状況

申請業務は、NTT東西の地域IP網を経由してエンドユーザ間のIPv6通信を行うものである。NTT東西は現在、地域IP網を用いたIPv6通信を可能とするサービスとして、「フレッツ・ドットネット」「フレッツ・光プレミアム」「フレッツ・v6アムリ」を提供しているところであり、当該サービスの利用に際しては、アクセス回線としてADSLサービス又はFTTHサービスを契約していることが必要となっている。

したがって、申請業務に関して競争の進展 状況を検証すべき地域電気通信市場として、 a) ADSL市場及びFTTH市場、b) IPv 6通信に関する市場の双方を取り上げるこ とが適当である。 することとする。」

例えば、NTT東西が活用業務を用いて、NTT東西相互間や、携帯電話市場において市場支配力を有するNTTドコモ、その他のNTTグループ各社との連携を図ることは、市場支配力の水平的な結合により互いの市場支配力を強めるものであり、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の蓋然性が高いと判断されます。このようなケースにおいては、公正な競争を確保するために必要な措置を有効に講じることは困難であり、NTT再編成の趣旨からしても、そもそもこのようなNTTグループ各社間の連携は認められないものと考えます。

従って、今後着手される予定のガイドライン見直しにおいても、ガイドラインを市場支配力の水平的な結合という考え方に留意したものとして頂き、NTT東西と他のNTTグループ各社との連携等、市場支配力の水平的な結合がある場合には、活用業務の認可を行わないという基準を明確にする等のルール整備を行う必要があるものと考えます。

【ソフトバンク各社】

#### 【意見6】

ガイドラインの見直しの際は、細分化した個々の市場の競争状況の 検討や他のサービスとの組み合わせにより公正競争に支障を及ぼす可 能性の検証をする観点を盛り込むことが必要である。

○ 総務省の考え方に示されているように、市場をアクセスとサービスに細分化して、個々の市場の競争の進展状況を検討することは適当であると考えます。個々の市場の競争の進展状況を検討した結果、いずれかの市場において電気通信事業の公正な競争に支障を及ぼすおそれが認められた場合には、個々の市場のおそれに対応した措置を講じることが必要と考えます。

一方、市場を細分化した検討だけでなく、活用業務と一体的に提供されるサービスが競争環境に与える影響についても検討する必要があると考えます。例えば、仮に、活用業務単体における検討では電気通信事業の公正な競争に支障を及ぼすおそれが認められない場合であっても、他のサービスとの組み合わせにより公正競争に支障を及ぼす可能性について十分な検証を行う必要があると考えます。

従って、今後着手される予定のガイドライン見直しにあたっては、ガイドラインに上記の両方の観点を盛り込むことが必要であると考えます。具体的には、活用業務に係る市場を細分化して個々の市場における影響を詳細に検証することはもちろんのこと、活用業務単体の影響だけでなく、活用業務と組み合わせて提供されるサービスの実態的な影響について十分に検証を行うことを明記する必要があると考えます。また、これらの検証の結果、いずれかの市場において電気通信事業の公正な競争に支障を及ぼすおそれが認められた場合には、個々のおそれに対応した有効な措置を十分

## 【考え方6】

頂いた御意見については、活用業務認可ガイドラインの見直しの際の参考とさせていただく。

に講じる必要があること、及び必要十分な措置が講じられない場合には不 認可とすることをガイドラインにおいて明確化する必要があるものと考え ます。

【ソフトバンク各社】

#### a) ADSL市場及びFTTH市場

NTT東西は、IPv6通信の利用に必 要となるアクセス回線に関する市場にお いて、単独で又は複数事業者の協調により 市場支配力を行使しうる地位にあるもの の、接続ルールや禁止行為規定等、第一種 指定電気通信設備制度に基づく規律が厳 格に適用されている限りにおいて、ADS L市場及びFTTH市場における市場支 配力の行使がひとまず抑止されている状 態にあると評価できる。

#### 【意見7】

アクセス部門の分離や資本分離等の抜本的措置をとらない限り、N TT東西の市場支配力は引き続き存在し、市場支配力の存在そのもの が公正競争を阻害する要因となる。

○ NTT東・西の市場支配力に関する総務省の評価は、適切ではないと考え ます。

接続ルールや禁止行為規定等は、市場支配力の行使に対し一定程度の抑止 効果を持ちますが、ボトルネック性やグループドミナンスの問題の解消には 十分ではないと考えます。

アクセス部門の分離や資本分離等の抜本的措置をとらない限り、NTT I れがないと判断したものである。 東·西の市場支配力は引き続き存在します。NTTグループの総合的な事業 能力(NTTグループ内の役員人事交流・ブランドカ・営業力・購買力等) が市場支配力の源泉であり、市場支配力の存在そのものが公正競争を阻害す る最大の要因となり続けます。

【KDDI株式会社】

#### 【意見8】

「存在」と「行使」の二段階で市場支配力を評価する場合、市場支 配力の行使の有無及び可否の要因について更に詳細を明らかにするこ とが必要である。

〇 上記の総務省の考え方は、「電気通信事業分野における競争状況の評価」 (以下、「競争評価」という。) において採用されている、市場支配力の影 響を「存在」と「行使」に分けて分析・評価する手法に準じているものと考 えます。

本来、市場支配力が「存在」する場合には、能動的な「行使」が行われ なくても、「存在」することだけで市場に対し参入の抑制等の影響を与え ているものと考えます。一方、競争評価では、市場支配力が「存在」して も「行使」の事実がなければ問題ないものと評価するという考え方が示さ れているところです。このため、「存在」と「行使」の二段階で市場支配 力を評価する手法をとる場合には、規制が有効に機能しているため「行使」 が不可能な状態なのか、市場支配的事業者の選択により単に市場支配力の 「行使」が行われていないだけなのか等、「行使」の有無及び可否の要因に ついて更に詳細を明らかにすることが必要と考えます。さもなければ、電 気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼす程度について、正確な評価

#### 【考え方7】

NTT東西の市場支配力の存在が公正競争を阻害 する要因となることにかんがみ、電気通信事業法に おいては、接続ルールや禁止行為規定等により、こ のような市場支配力が行使されることを抑止してい るところである。

今回申請のあった「地域IP網経由のエンドユー ザ間 I P v 6 通信に係る料金設定 L については、こ の前提を踏まえた上で、条件を付すことにより、電 気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそ

なお、御指摘の総合的な事業能力については、「電 気通信事業分野における競争状況の評価に関する実 施細目2006 | 等においても注目されている点で あり、今後留意していく必要があると考える。

#### 【考え方8】

今回申請のあった「地域IP網経由のエンドユー ザ間IPv6通信に係る料金設定」に関し、ADS L市場及びFTTH市場におけるNTT東西の市場 支配力の「行使」については、接続ルールや禁止行 為規定等、第一種指定電気通信設備制度に基づく規 律の存在にかんがみ、当該規律が厳格に適用されて いる限りにおいて、ひとまず抑止されている状態に あると評価したものである。

をしたものとはいえないものと考えます。

b) IPv6通信に関する市場

IPv6通信を可能とするサービス (以下「IPv6通信サービス」という。) については、現在、一部の電気通信事業者 が主に法人向けのサービスを提供してい るものの、個人ユーザ向けのサービスを大 規模に提供している電気通信事業者は、N TT東西のみに限られている状況にある。 これは、IPv6通信サービスが商用サー ビスとしては発展途上の段階にあり、現時 点では電気通信事業者の取組が必ずしも 本格的ではないことが背景にあるものと 考えられる。

このことを踏まえると、現時点において、IPv6通信に関する市場における競争状況を評価するのは尚早であると考える。このような市場については、特段の反証がない限り、地域電気通信市場における競争が進展していないものと推定することが適当であり、今後の他の電気通信事業者によるIPv6通信サービスへの本格的な参入・サービス展開に際して、公正な競争が阻害されないための措置がとられることが必要である。

## C) その他考慮すべき事項

申請業務については、水平的な市場支配力 の結合が競争制限的効果を有するものとな らないための措置が確保されているか否か の検証が必要となると考える。

#### 【意見9】

発展途上段階のサービスは競争が進展していないと推定する考え 方は適切であり、ガイドラインの見直し等に当たっても取り入れるこ とが適当である。

○ 発展途上の段階にあるサービスについて、「特段の反証がない限り、地域 電気通信市場における競争が進展していないものと推定することが適当」と の総務省の判断は適切であると考えます。

今後のガイドラインの見直しや競争セーフガード制度の運用に当たって もこのような考え方を取り入れることが適当であると考えます。

【KDDI株式会社】

【ソフトバンク各社】

○ 総務省の考え方における、「このような市場については、特段の反証がない限り、地域電気通信市場における競争が進展していないものと推定することが適当」とする考え方に賛同します。

従って、「今後の他の電気通信事業者によるIPv6通信サービスへの本格的な参入・サービス展開に際して、公正な競争が阻害されないための措置がとられることが必要」であり、公正競争確保のための措置を講じて頂くことが適当であると考えます。具体的には、NTT東西における当該新規サービスのサービス提供条件や相互接続条件を、NTT東西の独自仕様により規定する等の参入障壁が生じることのないよう、現時点において公平かつオープンな技術仕様、サービス提供条件及び相互接続条件を担保するといった措置を講じることが必要と考えます。

また、今後着手される予定のガイドライン見直しにおいても、こうした 市場が発展途上のサービスについては競争が進展していないものと考える というアプローチを採用することを明確にし、そうした前提に立った上で の、審査基準を策定する必要があると考えます。

【ソフトバンク各社】

## 【意見10】

水平的な市場支配力の結合による競争制限的効果を検証することと したことは適切であり、ガイドラインの見直し等に当たっても取り入 れることが必要である。

○ 「水平的な市場支配力の結合による競争制限的効果」を新たに検証することとした総務省の判断は適切であると考えます。

今後のガイドラインの見直しや競争セーフガード制度の運用に当たって、 NTT東・西を基軸とする水平的な市場支配力の結合、例えば、NTTドコ モ等、他のNTTグループ企業との連携について特に重点的に検証する必要

#### 【考え方9】

意見招請時の考え方に賛同する御意見として承る。

なお、活用業務認可ガイドラインの見直しや競争 セーフガード制度の運用に関して頂いた御意見については、これらを実施する際の参考とさせていただく。

## 【考え方10】

意見招請時の考え方に賛同する御意見として承る。

なお、活用業務認可ガイドラインの見直しや競争 セーフガード制度の運用に関して頂いた御意見については、これらを実施する際の参考とさせていただく。 があるとともに、ボトルネック設備が介在する場合の垂直的な市場支配力の 結合による競争制限的効果についての検証も不可欠であると考えます。

【KDDI株式会社】

# ②ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

NTT東西は、この9けた番号の上2けた を事業者識別情報とした上で、当該情報については、他の電気通信事業者との協議に基づ き取り決めることを予定している。

事業者識別情報の扱いについては、他の技術的条件と同様に、NTT西日本以外の電気通信事業者との相互接続に著しく支障を及ぼすものとならないことが確保されていることが必要であると考える。

#### (4) 営業面でのファイアーウォール

NTT東西においては、既往の措置を列挙しており、申請業務を行うに当たり、特段新たな措置は講じないものとしているが、これらの措置の徹底を図ることにより、当面、営業面でのファイアーウォールの確保は図られるものと考えられる。

これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により、新たなファイアーウォール確保措置が求められるような状況が生じれば、総務省として個別に適切な対処を行っていく考えである。

## 【意見11】

「フレッツ・ドットネットナンバー」の番号体系については、公の 場での検証が必要である。

○ 「フレッツ・ドットネットナンバー(テレビ電話ツール ダイヤルナンバー)」の番号体系については、電気通信番号委員会等、公の場での検証が必要であると考えます。

【KDDI株式会社】

## 【考え方11】

意見招請時の考え方において示したとおり、「IPネットワーク技術に関する研究会報告書」(平成14年2月22日公表)において、発着呼がIPネットワークに閉じている場合の加入者識別については、当面電気通信事業者に委ねることとされているところであるが、今後、他の電気通信事業者との相互接続の拡大等の状況を踏まえ、必要に応じて検討を行っていくことが考えられる。

#### 【意見12】

営業面でのファイアーウォールの確保の在り方を見直すべきである。

○ 営業面でのファイアーウォールの確保に関するNTT東西の説明内容は、 既往の措置の列挙に終始しているにも係わらず、総務省の考え方では「これ らの措置の徹底を図ることにより、当面、営業面でのファイアーウォールの 確保は図られるものと考えられる。」とされています。しかしながら、営業 面のファイアーウォールの実効性を外部から検証することは現状では実質 的に不可能であり、措置の徹底に係る実効性には疑義があるものと考えま す。

このため、営業面のファイアーウォールの実効性に関し、NTT東西に十分な挙証責任を課すことを、認可の条件として付すべきであると考えます。

これにあわせて、今後着手される予定のガイドラインの見直し及び競争 セーフガード制度の運用にあたっては、以下の点に留意する必要があると 考えます。

- 営業面のファイアーウォールについて、外部からの検証を可能とするよう、更なる情報開示をNTT東西に義務付ける(NTT東西により厳格な挙証責任を課す)とともに、外部からの継続的な検証を可能とする制度を整備する必要があること。
- 更に、営業面のファイアーウォールに係る継続的な事後検証により事業者間の競争環境への影響が確認された場合、直ちに認可を取り消す

#### 【考え方12】

営業面でのファイアーウォールに関する事項を含め、NTT東西が講ずることとしている措置の実施状況については、その検証を可能とするため、NTT東西から報告を得ることとなっているところである。総務省としては、意見招請時の考え方において示したとおり、営業面でのファイアーウォールに関する措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により、新たなファイアーウォール確保措置が求められるような状況が生じれば、個別に適切な対処を行っていく考えである。

なお、活用業務認可ガイドラインの見直しや競争 セーフガード制度の運用に関して頂いた御意見については、これらを実施する際の参考とさせていただく。

## ことをガイドラインに明記する必要があること。

#### 【ソフトバンク各社】

- ガイドラインの見直しや競争セーフガード制度の運用に当たり、以下の点を考慮すべきとの総務省の考えは適切であると考えます。
  - 営業面でのファイアーウォールの確保
  - 会計分離に関する透明性確保等
  - ・活用業務認可後の実施状況等の検証強化等

【KDDI株式会社】

## (5) 不当な内部相互補助の防止(会計分離 等)

NTT東西においては、地域電気通信業務として提供する県内の業務と申請業務の収支について分計するとともに、適切なコスト配分を行うこととしている。

また、申請書の添付資料2でも明記されているとおり、申請業務の利用者料金については、NTT東西が他の電気通信事業者に対して支払う接続料に営業費を加えた費用に基づいて算定することとしていることから、所要の措置は講じられているものと考える。

#### 【意見13】

会計分離の在り方を見直すべきである。

○ 活用業務に係る会計の分離については、NTT東西の講ずるとしている当該活用業務に係る会計を分離するという措置だけでは不十分であると考えます。事後的な公正競争への影響についての実効的な検証を可能とするため、当該活用業務に関連するサービスについても会計を分離・分計するという措置を認可の条件として義務付ける必要があると考えます。

また、今後着手される予定のガイドラインの見直し及び競争セーフガード制度の運用にあたっては、以下の点に留意する必要があると考えます。

- 活用業務に特化した会計分離だけでなく、関係するサービス全体の会計についても分離し、活用業務の実質的な公正競争への影響を検討・ 分析する必要があること。
- 会計分離に際して実際に用いた配賦基準等の具体的データ並びに配 く。 賦方法の公開を義務付け、会計分離の方法に関し、外部による十分な 検証を可能とする必要があること。
- 会計分離の状況等に係る継続的な事後検証を実施し、不当な内部相互 補助による事業者間の競争環境への影響が確認された場合には、直ち に認可を取消す等の処置が必要であること。
- 全ての挙証責任はNTT東西が有することを明確に規定すること。

## 【ソフトバンク各社】

- ガイドラインの見直しや競争セーフガード制度の運用に当たり、以下の点を考慮すべきとの総務省の考えは適切であると考えます。
  - ・営業面でのファイアーウォールの確保
  - 会計分離に関する透明性確保等
  - ・活用業務認可後の実施状況等の検証強化等

【KDDI株式会社】

# (7) 実施状況等の報告

NTT東西においては、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表することと

#### 【意見14】

実施状況の報告の在り方を見直すべきである。

○ これまで認可を受けた活用業務に係るNTT東西の実施状況報告は、外部

#### 【考え方13】

活用業務認可ガイドラインにおいては、新たな業務と独占的な既存の業務との間の内部相互補助を厳格に防止するために会計を分離することが必要であるとされている。NTT東西は、今回申請のあった「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定」について、地域電気通信業務として提供する県内の業務と申請業務の収支について分計するとしていることから、所要の措置は講じられているものと考える。

なお、活用業務認可ガイドラインの見直しや競争 セーフガード制度の運用に関して頂いた御意見については、これらを実施する際の参考とさせていただく。

## 【考え方14】

意見招請時の考え方において示したとおり、パラメータ 1 から 7 までの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保

しており、必要な措置が講じられているもの と考えられる。

なお、第一次意見募集において、活用業務 認可後の実施状況等の検証強化が必要であ る旨の意見や、事後検証の在り方についての 意見が提出されているところであるが、これ ら意見については、後述するガイドラインの 見直しや競争セーフガード制度の運用に当 たって参考とすることとする。

から客観的にその妥当性を検証できるものではなく、事後検証という目的を 果たすには不十分な内容であると考えます。従って、より詳細な実施状況の 報告を認可の条件として付すべきであると考えます。

なお、この点に関連し、今後着手される予定のガイドラインの見直し及│いく考えである。 び競争セーフガード制度の運用にあたって、以下の点に留意する必要があ ると考えます。

- 活用業務に関しては、NTT東西からの一方的な実施状況の報告だけ でなく、定期的な事後検証を行う仕組みを確立する等、地域電気通信 業務等の遂行に支障を及ぼすおそれ及び電気通信事業の公正な競争の 確保に支障を及ぼすおそれが生じていないか検証する制度を整備する 必要があること。
- 事後検証にあたっては、個々の活用業務ごとに検証を行うだけでな│いては、これらを実施する際の参考とさせていただ く、活用業務と一体となって提供されるサービス全体や、過去に認可し された複数の活用業務の総体としての影響をあわせて分析する必要が あること。
- 更に、事後検証の結果、活用業務の認可時の想定と異なる状況が生じ、 地域電気通信業務等の遂行に支障を及ぼすおそれ及び電気通信事業の 公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれが確認できた場合には、速や かに認可の取消又は認可条件の追加若しくは変更を行うべきであるこ ہ ع

【ソフトバンク各社】

- ガイドラインの見直しや競争セーフガード制度の運用に当たり、以下の点 を考慮すべきとの総務省の考えは適切であると考えます。
  - ・営業面でのファイアーウォールの確保
  - 会計分離に関する透明性確保等
  - 活用業務認可後の実施状況等の検証強化等

【KDDI株式会社】

するための措置が新たに求められるような状況が生 じた場合、必要に応じた実施状況の報告を求めるこ とを含め、総務省として個別に適切な対処を行って

なお、毎事業年度経過後6か月以内の報告に限ら ず、NTT法第16条第2項及び第17条の規定に 基づき、総務大臣は、NTT東西に対して、業務に 関連する報告を徴すること及び監督上必要な命令を することができるものである。

また、活用業務認可ガイドラインの見直しや競争 セーフガード制度の運用に関して頂いた御意見につ

## 4. 認可条件

## 意見招請時の考え方

条件2 NTT西日本(NTT東日本)と相互 接続することによりIPv6通信を行う場合 における通信手順その他の技術的条件に関す るNTT西日本(NTT東日本)との取決め について、NTT西日本(NTT東日本)以 外の電気通信事業者との相互接続に著しく支 障を及ぼすものとならないことを確保するこ ٥ع

#### 【考え方】

NTT東日本(NTT西日本)は、申請業務

## 提出された意見【意見提出者】

#### 【意見15】

競争制限的効果の検証に当たっては、技術的側面のみならず、NTT グループの総合的な事業能力についても考慮すべきである。

○ 本活用業務の認可条件において必要とされている技術的条件に関する措 置は、公正競争条件の確保に支障を及ぼすおそれを一定程度低減するものと して不可欠ですが、それだけでは不十分であると考えます。

水平的な市場支配力の結合が競争制限的効果を有するものとなるか否か を検証するにあたっては、技術的な側面だけでなく、NTTグループの総合 的な事業能力(NTTグループ内の役員人事交流・ブランドカ・営業力・購|関連して条件を付すこととしたものである。

## 提出意見に対する総務省の考え方

#### 【考え方15】

御指摘のとおり、水平的な市場支配力の結合が競 争制限的効果を有するものとなるか否かの検証に当 たって考慮すべき事項は、必ずしも技術的側面に限 られるものではない。

今回申請のあった「地域IP網経由のエンドユー ザ間 I P v 6 通信に係る料金設定 L については、技 術的条件に関するNTT東西の取決めの内容が競争 制限的要素となり得ると判断したことから、これに の開始時においてNTT西日本(NTT東日本)と相互接続することを予定しているところであるが、その際には、双方が設置するルータ間でIPv6アドレスによるルーティングを行うための技術的条件や、SIPプロトコル・事業者識別情報に関する技術的条件等に関する取決めを行うこととなる。

これら取決めについては、接続約款の技術的 条件集において規定するもの及び個別の事業者 間協定において規定するものが想定されるとこ ろであるが、いずれの場合においても、NTT 西日本(NTT東日本)以外の電気通信事業者 との相互接続を事実上排除するものとはならな いことが必要である。

したがって、パラメータ3及び6に関連して、 本条件を付すことが適当と考えるものである。

条件3 条件1の中継伝送区間に係る伝送路を NTT東西自ら設置する等、サービス提供の 仕組みの変更を行い、又はNTT東西がサー ビス提供サーバ(通信制御を行うために設置 するものを除く。)を用いて他の電気通信事業 者のエンドユーザに対してサービスを提供す る等、IPv6通信に係る新たなサービスを 提供する場合には、改めて日本電信電話株式 会社等に関する法律第2条第5項に基づく認 可申請を行うこと。

## 【考え方】

現時点で認可する方向で検討している申請業務の内容は、NTT東西が、地域IP網を経由したエンドユーザ間のIPv6通信に関して、自ら業務区域の外に伝送路設備を設置せず、他の電気通信事業者の設備との相互接続により料金設定を行うものである。また、NTT東西が想定しているサービスは、エンドユーザ間の高品質な映像・音声等の通信に係るものであり、同社又は他の電気通信事業者・コンテンツで高いイダが設置するサーバを用いて、他の電気通信事業者のエンドユーザに対してコンテンツやアプリケーション等を配信するサービスは申請

買力等)も考慮されるべきであると考えます。

【KDDI株式会社】

なお、意見招請時の考え方において示したとおり、 認可条件は、現在の競争の進展状況を踏まえて付し ているものであり、IP化の更なる進展やIPv6 サービスの普及等により、競争環境は今後大きく変 化する可能性があることから、状況に応じて適宜見 直すこととなる。

#### 【意見16】

ISP事業やNGNサービスに関しては、公正競争上の問題について改めて慎重に議論されるべきである。

O ISP事業やNGNサービスについては、別途の活用業務認可申請が必要であるとの総務省の考え方のとおり、こうしたサービスの公正競争上の問題について、改めて慎重に議論されるべきであると考えます。

なお、活用業務認可申請等の手続き的な側面だけでなく、技術的にも十分な歯止めをかける必要があると考えます。

【KDDI株式会社】

○ 上記の総務省の考え方は、活用業務認可申請の範囲を従来よりも厳格に特定し、今回の判断結果の及ぶ範囲を明確化するものであり、適切な内容であると考えます。

NTT再編成の趣旨からしても、活用業務は常に解釈の余地なく最小限の範囲に制限されるべきであり、ある活用業務の認可をもって容易にNTT東西の業務範囲拡大を認めるべきではないと考えます。

また、NTTグループの次世代ネットワーク(NGN)について、別途の活用業務申請が必要であることを明確にされたことに賛同します。NGNに係る活用業務認可申請については、認可すべきものではないと考えますので、当該認可申請があった際には、より慎重な審査を実施していただくことを強く希望します。

この観点から、今後着手される予定のガイドライン見直しにおいても、

#### 【考え方16】

意見招請時の考え方において示したとおり、今回の申請に係る業務は、NTT東西がISP事業を営むことを内容とするものではなく、また、NGNについては、少なくとも今回の申請に係る業務及び既に認可した活用業務から公正競争の確保に影響を及ぼしうる変更が行われるものと考えられるため、別途の活用業務認可申請を要するものと考える。

したがって、これら業務の活用業務認可申請があった場合においては、公正競争上の問題について、 改めて慎重に検討を行うこととなる。

また、サービスの利用実態等に照らし、認可の前 提に公正競争上の大きな変化が生じたものと認めら れる場合においては、技術的な事項に係る条件を追 加することを含め、状況に応じて認可条件を適宜見 直すこととする。

なお、活用業務認可ガイドラインの見直しに関して頂いた御意見については、同ガイドラインの見直しの際の参考とさせていただく。

業務の内容には含まれていない。今般の審査は、 あくまでもこれらを前提として行っているもの である。

今後、NTT東西がサービス提供の仕組みの変更を行い、又は新たなサービスを提供する場合には、公正競争の確保に影響を及ぼす可能性があり、別途検討を行う必要があることから、本条件を付すことが適当と考えるものである。

なお、第一次意見募集において、次世代ネットワーク(NGN)については、申請業務の議論とは別に、改めて慎重に議論されるべきであるとの意見が提出されているところである。NTTグループが構築することを予定しているNGNについては、いまだ詳細は明らかにはなっていないものの、申請業務及び既に認可した活用業務から公正競争の確保に影響を及ぼしうる変更が行われるものと考えられるため、別途の活用業務認可申請を要するものと考える。

個々の活用業務認可申請にあたり当該活用業務認可申請の範囲の特定が必要であること、及び特定された範囲を超える活用業務の実施については新たな認可が必要であることについて、ガイドラインに明記することが必要と考えます。

【ソフトバンク各社】

## 5. その他

## 意見招請時の考え方

第一次意見募集においては、上記で言及した もののほか、活用業務制度の在り方や、活用業 務認可手続の在り方についての意見も提出され ているところである。

この点につき、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)等を受け、2010年代初頭までに公正競争ルールの整備等の観点から実施する施策について取りまとめた「新競争促進プログラム2010」(平成18年9月19日公表)において、平成19年夏までに活用業務認可ガイドラインを見直すこととしたところであり、総務省としては、申請業務に関する処分の終了後速やかに具体的な検討に着手する予定である。

また、「新競争促進プログラム2010」においては、NTTグループに係る累次の公正競争要件の有効性等について定期的に検証することを目的とする競争セーフガード制度を平成19年度から運用することとしたところであり、同

## 提出された意見【意見提出者】

## 【意見17】

ガイドラインの見直しに当たっては、個々の活用業務の実態に応じた審査が可能となるようにすべきである。

〇 従来、活用業務認可申請においては、ガイドラインに基づき定型的に「お それ」の有無を審査することに終始しており、活用業務の内容に関わらず、 ガイドラインに定める画一的な要件を満たせば認可が実施されてきている 状況にあります。

このため、ガイドラインの見直しにあたっては、個々の活用業務の実態に応じた審査が可能となるよう、特に以下の3点を重要な審査のポイントとしてガイドラインに明記すべきと考えます。

- (1) 活用業務の認可は、NTT東西の業務範囲を拡大するという、電気通信市場の競争環境に大きな影響を与えるものであり、中長期的な視点で競争環境及びユーザへの影響等について分析・検証を行う必要があること。
- (2) 個々の活用業務認可申請案件の内容及び特徴に応じた審査を実施する必要があること。
- (3) 地域電気通信業務等の遂行に支障を及ぼすおそれ及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの判断にあたっては、個々

## 提出意見に対する総務省の考え方

#### 【考え方17】

頂いた御意見については、活用業務認可ガイドラインの見直しの際の参考とさせていただく。

制度の運用の中で、活用業務制度に係る公正競争要件についても、検証の対象としていくこととなる。

の活用業務単体での審査だけでは不十分であり、活用業務と一体となって提供されるNTT東西のサービス総体に基づいて影響等の分析・ 検証を行う必要があること。

上記の観点の他、本意見書の各部において述べた、個別の事項に留意してガイドラインの見直しを実施して頂くことを強く希望します。

また、今回の活用業務認可申請の審査においては、第一次、第二次と二回のパブリックコメントが実施されたところであり、過去の活用業務認可申請と比べ、より慎重な審査手続きがとられているところです。活用業務の認可が、電気通信市場の競争環境に大きな影響を及ぼす可能性があることを考慮すると、このような慎重な審査手順の採用は不可欠であり、ガイドラインの見直しにあたっては、複数回の意見募集手続きの実施を原則とすることを明記すべきと考えます。

なお、ガイドライン見直しにあたっては、手続きの透明性を確保するとともに、広く関係者の意見を取り入れながら進める必要があるものと考えます。具体的には、ガイドライン見直しスケジュールの公表、論点募集段階からのパブリックコメントの実施、公開の検討会・カンファレンスの実施等の取組みを行う必要があるものと考えます。

【ソフトバンク各社】

## 6. 今後のプロセス

## 意見招請時の考え方

第二次意見募集において寄せられた意見を踏まえ、さらに検討を行い、ガイドラインで定められた標準処理期間内に認可の適否について決定し、これを公表する予定である。

## 提出された意見【意見提出者】

## 【意見18】

速やかに認可するよう要望する。

- 西日本エリアとのIPv6プロトコルを利用したエンドユーザ間通信に ついては、
- ① お客様の強いご要望にお応えし、より良いサービスを早期に提供した │ 競争事業者からの意見聴取の機会を設ける場合等、いと考えていること□ は重な検討が必要と認められる場合には、原則とします。
- ② NTT西日本との接続については、現行の接続ルールに基づく相互接 て3か月以内に認可の適否を決するものとされてい続により行うものであり、他事業者との同等性は確保されていること る。
- ③ 総務省殿において、第一次意見募集を踏まえ、電気通信事業の公正な 競争の確保に支障を及ぼすおそれがないものと考えられていること から、速やかに認可していただくよう要望いたします。

【東日本電信電話株式会社】

## 提出意見に対する総務省の考え方

#### 【考え方18】

審査の迅速性については、活用業務認可ガイドラインにおいて、「迅速なサービスの提供という利用者利便の向上の観点からの要請にも十分に配慮する」必要があり、標準処理期間として、申請を受けた後、競争事業者からの意見聴取の機会を設ける場合等、慎重な検討が必要と認められる場合には、原則として3か月以内に認可の適否を決するものとされている。

「地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定」については、平成18年9月1日に申請があったものであり、上記ガイドラインに従い、3か月以内(平成18年11月30日まで)に認可の適否を決することとしたものである。